

委 託 設 計 書						委託方法	請 負
所属部課名		戸定歴史館			設計年月日		令和8年1月4日
生涯学習部長	課長	館長	係	係	係		設計者
事業名称		戸定歴史館受付・管理・清掃等業務委託					
事業場所		松戸市松戸714番地の1(戸定歴史館) 他2か所					
年度科目		令和8年度	事業期間		自 至	令和8年4月1日 令和9年3月31日	
事業価格		一金	円		設計内容審査済		
事業費計		一金	円				

松戸市教育委員会

## 内訳表（R8）

費目	工種	単位	数量	単価	金額	摘要
本委託費						
	戸定歴史館受付・清掃等業務委託					
	受付及び駐車場等案内業務	式	1			費目費集計書 第1表参照
	清掃業務	式	1			費目費集計書 第2表参照
	事業価格					
	消費税及び地方消費税(10%)					
	事業費計					

## 費目別内訳(受付及び駐車場等案内業務委託)

第1表

第1表

## 費目費集計書(受付及び駐車場案内業務委託)

項 目	直接人件費					備 考
	区 分	業 務	労務数量	単価	金 額	
1. 受付業務 (歴史館開館日)	平 日	受付				積算表第1表参照
	土日・国民の休日	受付				積算表第1表参照
	小 計					
2. 受付業務 (歴史館休館日)	平 日	受付				積算表第1表参照
	土日・国民の休日	受付				積算表第1表参照
	小 計					
3. 受付業務 (コンサート等繁忙)	平 日	受付				積算表第1表参照
	土日・国民の休日	受付				積算表第1表参照
	小 計					
3. 駐車場案内業務	土日・国民の休日(繁忙期①)	駐車場案内				積算表第1表参照
	土日・国民の休日(繁忙期②)	駐車場案内				積算表第1表参照
	土日・国民の休日(繁忙期③)	駐車場案内				積算表第1表参照
	土日・国民の休日(繁忙期④)	駐車場案内				積算表第1表参照
	土日・国民の休日(繁忙期⑤)	駐車場案内				積算表第1表参照
	土日・国民の休日(繁忙期⑥)	駐車場案内				積算表第1表参照
	配置人員補充(春・秋繁忙期に+1名)(繁忙期③)	駐車場案内				積算表第1表参照
	小 計					
	直接人件費					
	直接物品費					
直接業務費						
	業務管理費					
業務原価						
	一般管理費等					
事業価格小計						

## 積 算 表(労務数量)

第1表

区 分	業務種別	計 算	計	備考
1. 歴史館開館日受付業務(戸定邸と歴史館の受付)				
(1) 平 日	受付業務	3 人 × 7.5 時間 × 133 日		単価表第1表参照
(2) 土日・国民の休日	受付業務	3 人 × 7.5 時間 × 89 日		単価表第1表参照
	小 計		(1)	
2. 戸定邸だけの受付業務(歴史館休館)				
(1) 平 日	受付業務	2 人 × 7.5 時間 × 56 日		単価表第1表参照
(2) 土日・国民の休日	受付業務	2 人 × 7.5 時間 × 25 日		単価表第1表参照
	小 計		(2)	
3. 受付業務(コンサート繁忙期)				
(1) 平 日	受付業務	4 人 × 7.5 時間 × 0 日		単価表第1表参照
(2) 土日・国民の休日	受付業務	4 人 × 7.5 時間 × 4 日		単価表第1表参照
	小 計		(3)	
4. 駐車場案内業務				
(1) 土日・国民の休日(繁忙期①)	駐車場案内業務	2 人 × 6.5 時間 × 3 日		単価表第1表参照
(2) 土日・国民の休日(繁忙期②)	駐車場案内業務	2 人 × 5.0 時間 × 6 日		単価表第1表参照
(3) 土日・国民の休日(繁忙期③)	駐車場案内業務	1 人 × 5.0 時間 × 27 日		単価表第1表参照
(4) 土日・国民の休日(繁忙期④)	駐車場案内業務	1 人 × 5.0 時間 × 8 日		単価表第1表参照
(5) 上記以外のイベント時(繁忙期⑤)	駐車場案内業務	2 人 × 5.0 時間 × 4 日		単価表第1表参照
(6) 上記以外のイベント時(繁忙期⑥)	駐車場案内業務	1 人 × 5.0 時間 × 3 日		単価表第1表参照
(7) 配置人員補充(春・秋繁忙期に+1名)(繁忙期③)	駐車場案内業務	1 人 × 5.0 時間 × 11 日		単価表第1表参照
	小 計		(4)	
	合 計	(1) + (2) + (3) + (4)		

## 単 價 表

第1表

名 称	規 格 寸 法	単位	数量 (時間)	単 價	金 額	備 考
受付業務	平日	日	7.5			配置人員の1日当たりの賃金
受付業務	土日・国民の休日	日	7.5			配置人員の1日当たりの賃金
駐車場案内業務(繁忙期①)	土日・国民の休日	日	6.5			配置人員の1日当たりの賃金
駐車場案内業務(繁忙期②)	土日・国民の休日	日	5.0			配置人員の1日当たりの賃金
駐車場案内業務(繁忙期③)	土日・国民の休日	日	5.0			配置人員の1日当たりの賃金
駐車場案内業務(繁忙期④)	土日・国民の休日	日	5.0			配置人員の1日当たりの賃金
駐車場案内業務(繁忙期⑤)	土日・国民の休日	日	5.0			配置人員の1日当たりの賃金
駐車場案内業務(繁忙期⑥)	土日・国民の休日	日	5.0			配置人員の1日当たりの賃金

## 費目別内訳(清掃業務委託)

第2表

## 費目費集計書(清掃)

第2表

様式1-3

区分	項目					備考
		技術者区分	労務数量	単価	金額	
日常清掃	清掃 1	清掃員 A				拾い書 第1表参照
		清掃員 B				拾い書 第1表参照
		清掃員 C				拾い書 第1表参照
定期清掃		清掃員 A				拾い書 第1表参照
		清掃員 B				拾い書 第1表参照
		清掃員 C				拾い書 第1表参照
		計				
	直接人件費					
	直接物品費					
	衛生消耗品費					拾い書 第8表参照
直接業務費	合計					
	業務管理費					
業務原価	合計					
	一般管理費等					
事業価格計						

## 拾い書(総括)

様式2-2 第1表

区分	項目	清掃員 A	清掃員 B	清掃員 C	技術員	計	備考
清掃業務							
(清掃1)	日常清掃						※日常清掃については、9-16時の勤務とし、7/8掛けした単価とする。
	床の日常清掃						拾い書 第2表参照
	床以外の日常清掃						拾い書 第3表参照
	日常巡回清掃						拾い書 第4表参照
	建物外部の日常清掃						拾い書 第5表参照
	定期清掃						※定期清掃については、8-12時の勤務とし、1/2掛けした単価とする。
	建物内部の定期清掃						拾い書 第6表参照
	ごみ収集						拾い書 第7表参照
	日常清掃・ごみ収集の計						
	定期清掃の計						

## 拾い書(床の日常清掃)

第2表

区分	項目	清掃員 A		清掃員 B		清掃員 C	
		計算	計	計算	計	計算	計
床の日常清掃							
(歴史館)							
1. 玄関	硬質床 23.60 m <sup>2</sup>	23.60 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				23.60 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
2. ホール	弹性床 58.67 m <sup>2</sup>	58.67 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				58.67 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
3. 事務室・会議室	弹性床 79.42 m <sup>2</sup>	79.42 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				79.42 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
4. 展示室	繊維床 156.04 m <sup>2</sup>	156.04 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				156.04 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
5. 便所・洗面所	硬質床 19.83 m <sup>2</sup>	19.83 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				19.83 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
6. 湯沸室	弹性床 1.87 m <sup>2</sup>	1.87 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				1.87 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
7. 階段	弹性床 22.01 m <sup>2</sup>	22.01 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				22.01 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
8. 倉庫等	硬質床 16.25 m <sup>2</sup>	16.25 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				16.25 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
(戸定邸)							
9. 戸定邸	繊維床 718.82 m <sup>2</sup>	718.82 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				718.82 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
10. 便所・洗面所	硬質床 6.76 m <sup>2</sup>	6.76 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				6.76 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
(松雲亭)							
11. 松雲亭茶室等	繊維床 127.73 m <sup>2</sup>	127.73 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×				127.73 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×	
12. 玄関	硬質床 9.74 m <sup>2</sup>	9.74 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×				9.74 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×	
13. 湯沸室(台所)	繊維床 10.71 m <sup>2</sup>	10.71 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×				10.71 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×	
14. 便所・洗面所	硬質床 6.77 m <sup>2</sup>	6.77 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×				6.77 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×	
15. 腰掛け待合	硬質床 15.20 m <sup>2</sup>	15.20 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×				15.20 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×	
計							

## 拾 い 書(床以外の日常清掃)

第3表

区分	項目	清掃員 A		清掃員 B		清掃員 C	
		計算	計	計算	計	計算	計
床以外の日常清掃							
(歴史館)							
1. 玄関・ホール	82.27 m <sup>2</sup>	82.27 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				82.27 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
2. 事務室・会議室	79.42 m <sup>2</sup>	79.42 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				79.42 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
3. 展示室	156.04 m <sup>2</sup>	156.04 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				156.04 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
4. 便所・洗面所	19.83 m <sup>2</sup>	19.83 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				19.83 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
5. 湯沸室	1.87 m <sup>2</sup>	1.87 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				1.87 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
6. 階段	22.01 m <sup>2</sup>	22.01 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				22.01 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
7. 倉庫等	16.25 m <sup>2</sup>	16.25 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				16.25 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
8. ガラス(玄関・展示ケース)	66.70 m <sup>2</sup>	66.70 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				66.70 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
(戸定邸)							
9. 戸定邸	718.82 m <sup>2</sup>	718.82 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				718.82 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
10. 便所・洗面所	6.76 m <sup>2</sup>	6.76 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				6.76 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
11. 窓ガラス(戸定邸)	204.98 m <sup>2</sup>	204.98 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×				204.98 / 100m <sup>2</sup> × 307 回/年×	
(松雲亭)							
12. 松雲亭茶室等	127.73 m <sup>2</sup>	127.73 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×				127.73 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×	
13. 玄関	9.74 m <sup>2</sup>	9.74 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×				9.74 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×	
14. 湯沸室(台所)	10.71 m <sup>2</sup>	10.71 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×				10.71 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×	
15. 便所・洗面所	6.77 m <sup>2</sup>	6.77 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×				6.77 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×	
16. 腰掛待合	15.20 m <sup>2</sup>	15.20 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×				15.20 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×	
17. 窓ガラス	36.50 m <sup>2</sup>	36.50 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×				36.50 / 100m <sup>2</sup> × 156 回/年×	
計							

## 拾い書(日常巡回清掃)

第4表

## 拾い書(建物外部の日常清掃)

第5表

## 拾い書(建物内部の定期清掃)

第6表

区分	項目	清掃員 A		清掃員 B		清掃員 C	
		計算	計	計算	計	計算	計
建物内部の定期清掃							
(歴史館)							
1. 玄関	硬質床 23.60 m <sup>2</sup>	23.60 / 100m <sup>2</sup> × 4 回/年×		23.60 / 100m <sup>2</sup> × 4 回/年×		23.60 / 100m <sup>2</sup> × 4 回/年×	
2. ホール	弹性床 39.24 m <sup>2</sup>	39.24 / 100m <sup>2</sup> × 4 回/年×		39.24 / 100m <sup>2</sup> × 4 回/年×		39.24 / 100m <sup>2</sup> × 4 回/年×	
3. 事務室・会議室	弹性床 79.42 m <sup>2</sup>	79.42 / 100m <sup>2</sup> × 4 回/年×		79.42 / 100m <sup>2</sup> × 4 回/年×		79.42 / 100m <sup>2</sup> × 4 回/年×	
4. 便所・洗面所	硬質床 19.83 m <sup>2</sup>	19.83 / 100m <sup>2</sup> × 4 回/年×		19.83 / 100m <sup>2</sup> × 4 回/年×		19.83 / 100m <sup>2</sup> × 4 回/年×	
5. 湯沸室	弹性床 1.87 m <sup>2</sup>	1.87 / 100m <sup>2</sup> × 4 回/年×		1.87 / 100m <sup>2</sup> × 4 回/年×		1.87 / 100m <sup>2</sup> × 4 回/年×	
6. 階段	弹性床 22.01 m <sup>2</sup>	22.01 / 100m <sup>2</sup> × 4 回/年×		22.01 / 100m <sup>2</sup> × 4 回/年×		22.01 / 100m <sup>2</sup> × 4 回/年×	
7. 機械室	硬質床 39.65 m <sup>2</sup>	39.65 / 100m <sup>2</sup> × 1 回/年×		39.65 / 100m <sup>2</sup> × 1 回/年×		39.65 / 100m <sup>2</sup> × 1 回/年×	
8. 塔屋	硬質床 69.12 m <sup>2</sup>	69.12 / 100m <sup>2</sup> × 1 回/年×		69.12 / 100m <sup>2</sup> × 1 回/年×		69.12 / 100m <sup>2</sup> × 1 回/年×	
9. 照明器具	41 基			41 基 × 2 回/年×		41 基 × 2 回/年×	
10. カーペット(展示室)	纖維床 156.04 m <sup>2</sup>			156.04 m <sup>2</sup> × 3 回/年×			
11. 窓ガラス	54.85 m <sup>2</sup>			54.85 m <sup>2</sup> × 2 回/年×			
12. エアコン清掃	6 基					6 基 × 2 回/年×	
(戸定邸)							
13. カーペット	纖維床 193.80 m <sup>2</sup>			193.80 m <sup>2</sup> × 3 回/年×			
14. 照明器具	35 基			35 基 × 2 回/年×		35 基 × 2 回/年×	
15. 雨どい	252 m			252 m × 4 回/年×			
16. エアコン清掃	3 基					3 基 × 2 回/年×	
(松雲亭)							
17. 雨どい	8 m			8 m × 4 回/年×			
18. 照明器具	19 基			19 基 × 2 回/年×			
計							

## 拾い書(ごみ運搬処理)

第7表

拾い書(消耗品)

第8表

清掃作業基準表

適：適時

数字：回数

## 戸定歴史館受付・管理・清掃等業務委託仕様書

1. 委託名称 戸定歴史館受付・管理・清掃等業務委託

2. 委託場所 松戸市松戸 714 番地の1(戸定歴史館)  
他2か所

3. 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 委託業務内容

下記の委託業務の内容については、各業務委託仕様書によるものとする。

(1) 総括仕様書

(2) 受付等管理業務

(3) 駐車場案内業務

(4) 清掃業務

(5) 松雲亭受付等管理業務

## (1) 総括仕様書

### 1. 施設概要

(1) 歴史館	・敷地面積	1,201.19 m <sup>2</sup>
	・構造	R C 造地上2階地下1階
	・建築面積	247.00 m <sup>2</sup>
	・延床面積	489.17 m <sup>2</sup>
(2) 戸定邸	・構造	木造地上1階一部2階建
	・延床面積	725.58 m <sup>2</sup>
(3) 松雲亭	・構造	木造平屋建
	・延床面積	153.45 m <sup>2</sup>

2. 休館日	・月曜日（祝日の場合は翌平日）
	・年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）

3. 開館時間	・歴史館、戸定邸 午前9時30分から午後5時まで
	・松雲亭 午前9時から午後5時まで

### 4. 総括仕様内容

戸定が丘歴史公園内に位置する戸定歴史館は、歴史館、戸定邸及び松雲亭からなり、歴史館と戸定邸は展示施設、松雲亭は利用者への貸出業務が主となるので、受託者は各施設の管理及び入館者、利用者（以下「利用者」という。）には細心の注意のもと、業務を遂行しなければならない。

#### （1）受託者の基本的業務

- ① 施設の目的を十分理解し、広報活動を活発に行う。
- ② 事務の処理に当たっては、常に研究を重ね、能率的な運営を図り、事務の処理の近代化に努力する。
- ③ 利用者に愛され、喜ばれる施設とするためには、利用者への応対が最も重要であるので職員の接遇研修に留意し、いやしくも不快感を与えることのないよう十分注意する。
- ④ 施設等の維持管理上、災害防止に十分注意すること。戸定邸は国指定重要文化財となっているので、特に注意する。

#### （2）受託者の責務

- ① 法令の遵守  
この業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守し、施設の安全と良好な環境の保持に努めなければならない。

#### ② 守秘義務

受託者は、業務上知り得た戸定歴史館の秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除又は満期終了後においても同様とする。

③ 信用失墜行為の禁止

受託者は、戸定歴史館の信用を失墜するような行為をしてはならない。

④ 業務従事者の身分の明確化

受託者は、業務の実施に先立って、業務従事者の氏名、年齢を記載した名簿、資格証の写し及び緊急時の連絡網を市に届出なければならない。なお、業務従事者を変更する場合も上記記載と同様とする。

また、業務従事者に対しては、業務を遂行するために適切かつ統一した服装（事前に市と協議）とし、名札を常に着用させなければならない。なお、これに係る経費は受託者の負担とする。

⑤ 責任者の選任等

ア. 受託者は、受託事業を円滑に遂行するため、業務従事者の内から業務の現場における責任者を選任し、市に届出しなければならない。

イ. 責任者は、契約内容の履行、業務従事者の監督及び関係部署との連絡調整等について総括するものとする。

ウ. 責任者は、戸定歴史館の他の委託業者等との相互連絡を密にとり運営に支障をきたさないよう必要な処置を行うものとする。

⑥ 業務従事者の指導育成

受託者は、業務従事者に対して業務上必要とする教育訓練を実施し、戸定歴史館の管理運営に支障をきたさないようにしなければならない。

(3) 費用負担区分

① 用水、電力その他

受託業務を遂行するために必要な光熱水費、ロッカー、机、椅子等は市の負担とし、受託業務の範囲内で使用する機器類及び消耗品、その他は受託者の負担とする。

(4) 業務計画書等の提出

① 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後直ちに業務組織表及び各業務別の実施計画書を市に提出するものとする。

② 業務報告書の提出

受託者は、受託する各業務別実施状況について、それぞれの各業務の仕様書の定めに従い、業務報告書を提出するものとし、その作成費用は受託者の負担とする。

毎月初めに前月の作業報告書・一部完了届（最終月：全部完了届）を提出するものとする。

③ 持ち込み備品リストの提出

受託者は、契約締結後速やかに受託業務に係る持ち込み機器及び備品等のリストを市に提出し、承諾を得るものとする。

(5) 損害予防措置等

① 危害及び損害予防措置

受託者は、業務の遂行にあたり、市、第三者に危害又は損害を与えないよう万全の措置を取らなければならない。危害又は損害を与えた場合、若しくはその恐れのある場合は直ちに市に報告しなければならない。

(6) 報告事項等

受託者は、入館者が次の各号の一つに該当するときは、直ちにその旨を市に報告し指示に従うものとする。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- ② 展示品又は資料を損壊する恐れがあるとき。
- ③ 建造物として損壊等の恐れがあるとき。
- ④ 備品等を損壊する恐れがあるとき。

(7) 損害賠償責任

受託者は、業務遂行上、故意又は過失により施設又は第三者に損害を与えた場合は、市の責任に帰す場合を除くほか、その賠償責任を負う。

(8) 指定業務の立会い等

責任者は、市の指示する業務が終了したときは、市の立会いを求めるものとする。ただし、市が予め承認した場合は、立会いによらず写真記録等その他の方法により確認を受けることができるものとする。

(9) 支払方法

業務委託費は、業務報告書確認後、毎月受託者の請求により支払う。

(10) 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項又は、疑義が生じたときは、市と協議して定めるものとする。

(11) その他

- ① 戸定歴史館の業務上に支障をきたすと思料される場合は、監督職員と協議し、その指示に従うものとする。
- ② 受託者は、契約が解消したときは、業務に支障をきたさないように速やかに、次の受託者に責任をもって引き継ぐものとする。
- ③ 当日配置された人員は、受付等管理業務、駐車場案内業務、清掃業務、松雲亭受付等管理業務を連携して遂行するものとする。
- ④ 受付管理及び駐車場案内業務の年間業務日数は基本的に設計書記載の通りだが、実際の勤務日については歴史館開館日やイベント等の日程が決定次第適時通知する。また、天災や感染症の蔓延、戸定歴史館が実施する改修工事等に起因する臨時休館が発生した場合、当該期間の勤務の有無については別途協議する。

## (2) 受付等管理業務仕様書

受託者は、総括仕様書で記述したとおり、戸定歴史館の運営方針を十分に認識し、松戸市財務規則、松戸市戸定歴史館条例等に基づき業務を遂行しなければならない。

1. 業務日 休館日を除く毎日

2. 業務時間及び配置人員

(1) 業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※突発的業務により残業を要する場合あり

(2) 通常開館中の配置人員

歴史館・戸定邸 3名

(3) 歴史館の展示替え期間中(戸定邸だけの開館)の配置人員

戸定邸 2名

※大規模なイベント等で来館者が通常時より多くなることが予想される日については、受付の配置人数を増員することがある。日程・増員数については、市と協議して定める。

3. 従事者への教育

(1) 配置にあたっては、従事者に対し、この仕様書に基づいて施設における教育訓練を十分に実施し、受付等管理業務を行うものとする。

(2) 受託者は、「いらっしゃいませ」等の接遇用語を忘れないよう従事者を教育し、業務にあたっては監督指導に努める。

4. 業務を要しない日

(1) 月曜日（但し、月曜日が祝日及び祝日が重なる場合は、その直後の日）

(2) 12月28日から1月4日まで

5. 業務内容

(1) 受付・案内業務

① 入館者への入館券の交付

② 施設及び利用の案内

③ 催し物の案内

④ 交通経路の案内

⑤ その他各種問合せの対応

(2) 使用料及び生産物売扱収入の徴収業務

① 受託者は、戸定歴史館入館券を交付すると同時に当該施設に係る入館料を徴収しなければならない。

② 受託者は、入館者に、松戸徳川家所蔵資料目録等を販売すると同時に当該資料等の代金を徴収しなければならない。

③ 徴収については、松戸市財務規則第55条に定めるもののほか、市が別に定めるところによる。

④ 徴収業務については、松戸市財務規則第54条の定めにより、別途書面にて徴収委託契約を締結するものとする。

(3) 使用料及び生産物売扱収入の納入業務

受託者は、戸定歴史館で徴収した入館料と松戸徳川家所蔵資料目録等売扱収入を当日又はその日のうちに現金払込書とともに当該現金を指定金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に払込まなければならない。

ただし、当日又は翌日が指定金融機関等の休日や戸定歴史館の休館日に当たる場合は、払込が可能な最も早い日に払込み、その他特別な事情がある場合は、市が指定する日に払込まなければならない。

(4) 保険の加入

受託者は、使用料の徴収及び納入業務に関する保険に加入する。

(5) 準 備

- ① 受託者は、徴収業務に係る釣銭を用意する。
- ② 徴収業務に係る用品を用意する。

(6) その他

- ① 防火管理者の指揮の下、消火設備、避難設備その他火気使用設備等について適正管理と機能保持に努める。また、火災等が発生した場合は消防計画に則り行動する。
- ② 戸定邸の雨戸等の開閉を貴重な文化財であることを意識しながら損壊等を発生させないよう慎重かつ丁寧に行う。
- ③ 戸定歴史館・松雲亭機械警備業務における戸定邸、公園の警報機器を出勤時に解除し、退勤時にセットする。
- ④ 駐車場入口のロープ及び車止め等の開閉を行う。
- ⑤ 入館者数を記帳する帳簿を備え付け、毎日これを記録しておく。
- ⑥ 戸定歴史館及び戸定邸で開催されるイベント等に協力する。
- ⑦ 点灯しない蛍光灯及び電球の交換作業をする（歴史館展示室及び脚立を必要とする高所・特殊形状のものを除く）。
- ⑧ 施設内の落とし物、忘れ物等を管理する。
- ⑨ 猛暑時の脱水症状防止策として、塩分補給用タブレット2袋及び経口補水液1ダースを受託者が用意するものとする。

## 6. 入館者への遵守事項

受託者は、入館者に対し、次に掲げる事項を遵守させるよう措置する。

- (1) 開館時間及び閉館時間を守らせる。
- (2) 許可なく展示品に触れさせない。
- (3) 許可なく展示品の写真撮影、模写等の行為を行わせない。
- (4) 観覧の許可をされてない部屋に立入らせない。
- (5) 無断で物品の販売をさせない。
- (6) 所定の場所以外において、喫煙又は飲食をさせない。
- (7) 無断で広告その他これに類するものを壁や柱等に掲示、又は釘類を打たせない。
- (8) 施設の管理上支障をきたすような行為をさせない。

## 7. 従事者の遵守事項

従事者は、業務の重要性を十分に認識し、言葉使い、服装（制服）等にも配慮し、次の事項を遵守し、業務を実施する。

- (1) 業務中は、清潔な服装を着用し、身嗜みを整える。
- (2) 常に利用者から見られていることを認識し、不必要的私語、怠慢な態度等を取らぬよう注意する。
- (3) 施設内外の状況を把握し、利用者からの問い合わせがあった場合には、親切、丁寧な対応をする。
- (4) 言葉使い、接客については特に留意し、親切第一を心掛ける。

## 8. 報告等

- (1) 従事者は、利用者から要望又は苦情等があった場合は、その都度、市に書面にて報告するものとする。なお、緊急報告の必要がある時は、市に口頭で報告し、後日書面にて報告するものとする。
- (2) 入館料、松戸徳川家所蔵資料目録等売扱収入の集計は、当日に提出するものとする。
- (3) 当月の業務報告については、翌月の10日までに提出するものとする。
- (4) 勤務予定表は、前月の25日までに提出するものとする。

## 9. 注意事項

- (1) 受託者は、従事者の労務管理を適正に行い、業務に支障の生じることのないように留意しなければならない。
- (2) 各業務相互の連絡を密に行い、統制のある業務を実施し、職務の遂行を円滑にするよう努めなければならない。
- (3) 制服の色、種類については事前に市と協議し、承諾を得るものとする。
- (4) 施設利用者等の個人の情報について、個人情報保護法・松戸市個人情報の保護に関する条例に基づき適正に管理しなければならない。

## 10. 建物及び付属設備の毀損又は滅失の届出

受託者は、利用者が建物及び付属設備を毀損し、又は滅失したときは、直ちにその理由を付して市に届け出なければならない。

## 11. その他

- (1) 控室は市により提供するものとする。
- (2) 本仕様書に定めない事項又は、疑義が生じたときは、市と協議して定めるものとする。

### (3) 駐車場案内業務仕様書

受託者は、総括仕様書で記述したとおり、戸定歴史館の運営方針を十分に認識し、松戸市財務規則、松戸市戸定歴史館条例等に基づき業務を遂行しなければならない。

1. 業務時間 午前10時から午後3時30分まで  
午前8時30分から午後4時00分まで（茶会開催日）
2. 業務日 繁忙期（茶会・イベント開催時等）
3. 配置人員 1名又は2名  
上記の業務時間、業務日、配置人員は、別紙の表のとおりとする。
4. 従事者への教育
  - (1) 配置にあたっては、従事者に対し、この仕様書に基づいて施設における教育訓練を十分に実施し、駐車場案内業務を行うものとする。
  - (2) 受託者は、「いらっしゃいませ」等の接遇用語を忘れないよう従事者を教育し、業務にあたっては監督指導に努める。
5. 業務内容
  - (1) 施設利用者の車両の駐車場への誘導及び違法駐車等の防止に努める。
  - (2) 施設利用者の車両により、施設前公道を利用する一般車両の円滑な通行が妨げにならないように努める。
  - (3) 駐車場内の駐車状況を確認する。
  - (4) 駐車場利用状況の日報・月報を作成する。
  - (5) 駐車場内及び周辺を、業務のできる範囲内で美化に努める。
  - (6) 駐輪場における自転車の整理整頓に努める。
6. 駐車場利用者への遵守事項  
受託者は、駐車場利用者に対し、次に掲げる事項を遵守させるよう措置する。
  - (1) 戸定が丘歴史公園来園者、戸定歴史館入館者、松雲亭利用者以外の駐車を認めない。
  - (2) 無断で物品の販売をさせない。
  - (3) 無断で広告その他これに類するものを塀や柱等に掲示させない。
  - (4) 駐車場の管理上支障をきたすような行為をさせない。
7. 従事者の遵守事項  
従事者は、業務の重要性を十分に認識し、言葉使い、服装（制服）等にも配慮し、次の事項を遵守し、業務を実施する。
  - (1) 業務中は、清潔な服装を着用し、身嗜みを整える。
  - (2) 常に利用者から見られていることを認識し、不必要的私語、怠慢な態度等を取らぬよう注意する。
  - (3) 施設内外の状況を把握し、利用者からの問い合わせがあった場合には、親切、丁寧な対応をする。
  - (4) 言葉使い、接客については特に留意し、親切第一を心掛ける。

## 8. 報告等

- (1) 従事者は、利用者から要望又は苦情等があった場合は、その都度、市に書面にて報告するものとする。なお、緊急報告の必要がある時は、市に口頭で報告し、後日書面にて報告するものとする。
- (2) 業務報告書は、当月 10 日までに前月分を提出するものとする。
- (3) 勤務予定表は、前月の 25 日までに提出するものとする。

## 9. 注意事項

- (1) 受託者は、従事者の労務管理を適正に行い、業務に支障の生じることのないように留意しなければならない。
- (2) 各業務相互の連絡を密に行い、統制のある業務を実施し、職務の遂行を円滑にするよう努めなければならない。
- (3) 制服の色、種類については事前に市と協議し、承諾を得るものとする。

## 10. 付属設備の毀損又は滅失の届出

受託者は、利用者が付属設備を毀損し、又は滅失したときは、直ちにその理由を付して市に届け出なければならない。

## 11. その他

本仕様書に定めない事項又は、疑義が生じたときは、市と協議して定めるものとする。

## (4) 清掃業務仕様書

受託者は、本仕様書に基づき日常清掃、定期清掃を行うものとする。業務にあたっては、市と事前に協議し、その指示に従うものとする。

### 1. 建物の概要及び清掃床面積

#### ① 歴史館

構 造	R C 造地上 2 階地下 1 階
延 床 面 積	4 8 9. 1 7 m <sup>2</sup>
清掃床面積	5 1 4. 8 7 m <sup>2</sup> (屋上を含む。)

#### ② 戸定邸

構 造	木造地上 1 階一部 2 階
延 床 面 積	7 2 5. 5 8 m <sup>2</sup>
清掃床面積	7 2 5. 5 8 m <sup>2</sup>

#### ③ 松雲亭

構 造	木造平家
延 床 面 積	1 5 3. 4 5 m <sup>2</sup>
清掃床面積	1 7 0. 1 5 m <sup>2</sup> (庭園内の腰掛待合と便所を含む。)

### 2. 作業要領（一般的な事項）

- (1) 受託者は、建物内外に作業要員を適正に配置し戸定歴史館の業務に支障のないよう日常能率的に作業を実施する。
- (2) 受託者は、作業員の名簿を市に届け出る。
- (3) 受託者は、作業を指示監督するために、総括責任者をおき新任及び異動が生じた場合は、速やかに市へ届け出る。
- (4) 受託者は作業要員に欠員を生じた場合は、直ちに市に報告し、その補充について、必要な措置をとる。
- (5) 受託者は仕様書に基づき作業実施計画表を作成し、契約締結後に市に提出し、承認を受ける。
- (6) 受託者は、毎月業務の報告書を市に提出する。
- (7) 受託者は、定期清掃の業務報告をその都度市に提出する。

### 3. 作業員

作業員は、業務の実施にあたり、次の事項を遵守する。

- ① 作業中は、清潔な服装及び名札を着用し、身嗜みを整える。
- ② 作業が、利用者の支障にならないように注意する。
- ③ 常に利用者から見られていることを認識し、私語、怠慢な態度等を取らないように注意する。
- ④ 施設内外の状況を把握し、利用者からの問い合わせがあった場合には、親切丁寧な対応をする。

#### 4. 注意事項

作業にあたっては衛生上及び火気の取締まりに注意すると共に、市の業務に支障のないよう次の(1)～(8)の事項に注意する。

- (1) 窓の開閉等により塵埃等を飛散させない。
- (2) 清掃用具の取扱いによる衝撃又は湿気等により機械器具、備品等を損傷させない。
- (3) ガソリン、ベンジン等の引火性物品については市の許可なくして使用してはならない。
- (4) 電気、ガス等の使用にあたっては制限容量内のものを使用するものとし、極力節約に努める。
- (5) 水道の使用にあたっては極力節約に努める。
- (6) 展示室内の清掃を実施する際には、展示物に接触するなど展示物を損傷する事が無いよう充分注意する。
- (7) 清掃実施に際しては利用者の鑑賞の妨げにならぬよう、清掃実施時間、方法等を調整する。
- (8) その他細部については、監督職員の指示に従う。

#### 5. 清掃機材及び消耗品

- (1) 清掃に使用する機材等は、床面及び壁面を損傷することのないよう良質かつ適正なものを使用する。
- (2) 作業に使用する機材等は、光熱水費を除いて、一切受託者の負担とする。
- (3) 日常清掃に係る消耗品（清掃用品、トイレットペーパー、石鹼液、消臭液、洗剤等）については受託者の負担とする。

#### 6. 作業工程

清掃その他の作業工程は、市の指示する清掃作業実施基準に基づき、編成するものとする。

#### 7. 清掃種別

清掃業務を次の2種類に大別し利用度に応じ、その都度各室ごとに清掃を行う。

##### (1) 歴史館、戸定邸、松雲亭各施設の日常清掃

- |              |         |
|--------------|---------|
| ・ 歴史館、戸定邸の清掃 | 休館日以外毎日 |
| ・ 松雲亭の清掃     | 随時      |

##### (2) 歴史館、戸定邸、松雲亭各施設の定期清掃

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| ・ 床面定期清掃（歴史館）          | 年4回 |
| ・ 窓ガラス・サッシ定期清掃（歴史館）    | 年2回 |
| ・ カーペット清掃（歴史館・戸定邸）     | 年3回 |
| ・ 照明器具の清掃（歴史館・戸定邸・松雲亭） | 年2回 |
| ・ 雨樋の清掃（戸定邸・松雲亭）       | 年4回 |
| ・ 機械室、塔屋の清掃（歴史館）       | 年1回 |
| ・ エアコン清掃（歴史館・戸定邸）      | 年2回 |

## 8. 清掃内容

### (1) 日常清掃

ア. 玄関ホール、舗石タイル、ビニール系タイル床、廊下、階段その他の床清掃方法については、次の事項によるものとする。

- ① 木屑等をまいて完全に塵埃等を除去する。
- ② 床の汚れの多い時は、特に丁寧に行い、必要に応じモップ等で拭くと共に部分的にも洗浄をする。
- ③ ゴム、マット等の部分は、必要に応じて水拭き水洗い等を行う。
- ④ 隅々の方は、特に丁寧に清掃する。
- ⑤ 玄関ホール部分については、開館前に掃除機等を用いて床清掃を行う。以後は、必要に応じて少なくとも一回は清掃を実施する。

イ. 畳床の清掃については、次によるものとする。

- ① ホウキ、ハタキ等で塵埃を除去する。
- ② 汚れの多い時は雑巾で水拭きする。
- ③ 隅々の方は、特に丁寧に清掃する。

ウ. 出入口の清掃方法については、次によるものとする。

- ① 各種マットを水洗いし、土砂等を完全に除去する。
- ② ガラスに付着したホコリを洗浄液で取除き磨きあげる。
- ③ 把手等の金属部分は光沢の維持に努める。

エ. 屑かご・灰皿等については、次によるものとする。

- ① 各室内の屑かご等の処理を行う。
- ② 入口に設置してある灰皿等の清掃をする。

オ. 便所の清掃方法については、次によるものとする。来館者が多数に及んだ場合など、

必要と認められる場合には一日に数回清掃を行う。

- ① トイレットペーパー、芳香剤、石鹼水、石鹼を必要に応じて受託者側で補給する。
- ② タイル床（モザイクタイル）は水洗いを行い、常に清潔を保つように清掃する。
- ③ 便所の把手は特に注意し、隨時磨きあげる。
- ④ 汚物入れの処理を行う。
- ⑤ 便器は雑巾、スポンジ、タワシ等で水洗いを行うとともに汚れが生じた時は薬品を用いて完全に除去する。

カ. 湯沸室の清掃については、次によるものとする。

- ① ポリバケツ内の茶殻を除去する。
- ② 室内の整理、整頓はもとより特に衛生上に注意する。

キ. 展示室の清掃については、次によるものとする。

- ① 開館時間前に、掃除機により床の清掃を行う。以後は、必要に応じ少なくとも一回は清掃を行う。

② 展示ケースについては、手垢のついている部分は、隨時拭き取る。

ク. 戸定邸の外壁部分については、汚れが目立つ場合は洗剤にて洗浄し、ウエスにて水分を完全に除去する。

ケ. 戸定邸の窓ガラス清掃を行い、石鹼水又は薬液類をもって拭きこれらを使用する場合があらかじめ市の承認を得る。

コ. 松雲亭の清掃については、松雲亭の利用状況により、隨時、常勤作業員が実施し、その時期については監督職員の指示を受ける。

サ. 松雲亭の台所の清掃については、次によるものとする。

① シンク内の汚れを除去する。

② 室内の整理、整頓はもとより特に衛生上に注意する。

シ. 松雲亭庭園内の腰掛待合については、次によるものとする。

① 床面の土砂等を完全に除去する。

② 便所は雑巾、スポンジ、タワシ等で水洗いを行うとともに汚れが生じた時は薬品を用いて完全に除去する。

ス. 松雲亭の窓ガラスの清掃を行い、石鹼水又は薬液類をもって拭きこれらを使用する場合はあらかじめ市の承認を得る。

セ. 照明器具は、中性洗剤で汚れをとり水拭き仕上げをする。

## (2) 定期清掃

歴史館と戸定邸の床の定期清掃は、年4回実施する。

### ① 歴史館

ア. 玄関ホールの清掃方法については土砂を完全に除去し、つや出しを行いポリッシャーで磨きあげる。

イ. ビニール系タイル床、階段、廊下等の床の清掃方法については、最初に荒掃除をし、次に床に付着している汚物等は、丁寧に除去し、洗剤液を撒布し全面にポリッシャーをかけ污水等を拭き取った後、充分に乾燥させてからワックスを塗布する。ワックスは油性のものを使用する。

ウ. 巾木タイルは、壁を破損せぬ様に注意をしながら汚れている箇所を丁寧に清掃する。

エ. 扉、壁、枠等の手垢についている部分は少量の石鹼水又は清水をもって入念に拭き取る。

オ. 塵芥受は予め、付着物を取除き、水洗いする。

カ. 窓ガラス、サッシ、網戸の清掃は脚立等を用いて行い、石鹼水又は薬液類をもって拭き、これらを使用する場合はあらかじめ市の承認を得ること。（年2回）

キ. 展示室の床は、クリーニングによる全面清掃とする。（年4回）

(a) 全面清掃はシャンプークリーニングをした後、污水を除去しさらに水洗いを繰り返し完全に污水が取れるまで行う。

(b) 洗浄が終わった後は、水分をバキュームで除去し自然乾燥を行う。

ク. 照明器具は、中性洗剤で汚れをとり水拭き仕上げをする。（年2回）

ケ. 塔屋と機械室は、ホウキ、ハタキ等で完全に土砂等を取除く。（年1回）

コ. エアコン清掃は、フィルターの清掃および周囲の汚れ、埃の除去を行う。（年2回）

## ② 戸定邸

- ア. 巾木タイルは、壁を破損せぬ様に注意をしながら汚れている箇所を丁寧に清掃する。
- イ. 扇、壁、枠等の手垢のついている部分は少量の石鹼水又は水で入念に拭き取る。
- ウ. 塵芥受は予め、付着物を取除き、水洗いする。
- エ. カーペットの清掃については、全面清掃を実施する。 (年3回)
- オ. 戸定邸の雨樋清掃は脚立等を用いて行い、樋内に詰まっている落ち葉等の清掃を年4回実施するものとし、その時期については監督職員の指示を受ける。  
また、清掃前後の状態を写真撮影し、提出すること。
- カ. 照明器具は、中性洗剤で汚れをとり水拭き仕上げをする。 (年2回)
- キ. エアコン清掃は、フィルターの清掃および周囲の汚れ、埃の除去を行う。 (年2回)

## ③ 松雲亭

- ア. 松雲亭の雨樋清掃は脚立等を用いて行い、樋内に詰まっている落ち葉等の清掃を年2回実施するものとし、その時期については監督職員の指示を受ける。  
また、清掃前後の状態を写真撮影し、提出すること。
- イ. 照明器具は、中性洗剤で汚れをとり水拭き仕上げをする。 (年2回)

## 9. 業務時間及び配置人員

業務は、作業を要しない日を除き毎日行うものとし、常勤作業員を次のとおり配置する。

業務時間及び配置人員	<ul style="list-style-type: none"><li>・午前8時30分から午後3時30分まで 1名</li><li>・午前9時00分から午後4時00分まで 1名</li></ul>
作業を要しない日	<ul style="list-style-type: none"><li>・月曜日 (但し、月曜日が祝日及び祝日が重なる場合は、その直後の平日)</li><li>・12月28日から1月4日まで</li></ul>

※ただし、時期や業務内容により、業務時間を変更する場合あり。  
(「午前10時15分から午後5時15分まで 1名」など)

## 10. 注意事項

- (1) 作業実施に当たり建物、工作物その他備品等に故意又は重大なる過失により損害を与えた場合は、市の算定する金額に基づき賠償の責任を負うものとする。
- (2) 作業の実施中において、破損箇所、不具合を発見した場合は直ちに市に報告する。

## 11. その他

- (1) 控室は市により提供するものとする。
- (2) 感染症が蔓延する等、感染拡大予防が必要になった場合は、日常清掃の際に次亜塩素酸水等で来館者が触れる可能性がある箇所の除菌を実施する。
- (3) 本仕様書に定めない事項又は、疑義が生じたときは、市と協議して定めるものとする。

## (5) 松雲亭受付等管理業務仕様書

受託者は、総括仕様書で記述したとおり、松雲亭の運営方針を十分に認識し、松戸市財務規則、松雲亭の設置及び管理に関する条例等に基づき業務を遂行しなければならない。

### 1. 従事者の配置人員

松雲亭受付等管理業務については、基本的には、入館者受付及び駐車場等案内業務の受付業務の従事者から1名が兼務し、清掃業務だけは、清掃業務仕様書に基づき実施する。

### 2. 業務内容

#### (1) 受付・予約業務

- ① 利用申請等の受付業務を実施する。
- ② 利用承認書を発行する。
- ③ 施設空き状況照会に対応する。
- ④ 利用承認申請書を戸定歴史館に提出する。
- ⑤ 毎月の利用予約日時について、月毎の一覧表を作成し戸定歴史館に提出し、変更があったときは、速やかに差し替えるものとする。

#### (2) 案内業務

- ① 施設及び利用の案内を実施する。
- ② その他各種問い合わせに対応する。

#### (3) 使用料の徴収業務

- ① 受託者は、利用者に利用承認書を交付すると同時に当該施設に係る使用料を徴収しなければならない。
- ② 徴収については、松戸市財務規則第55条に定めるもののほか、市が別に定めるところによる。
- ③ 徴収業務については、松戸市財務規則第54条の定めにより、別途書面にて徴収委託契約を締結するものとする。

#### (4) 使用料の納入業務

受託者は、戸定歴史館で徴収した使用料をその当日又は翌日のうちに現金払込書とともに当該現金を指定金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に払込なければならない。

ただし、当日又は翌日が指定金融機関等の休日や戸定歴史館の休館日に当たる場合は、払込が可能な最も早い日に払込み、その他特別な事情がある場合は、甲が指定する日に払込なければならない。

#### (5) 準備

- ① 受託者は、徴収業務に係る釣銭を用意する。
- ② 徴収業務に係る用品を用意する。

#### (6) 松雲亭利用日の業務

- ① 利用予定時間の30分前に従事者は配置につき、本仕様書に基づき業務を行う。

② 戸定歴史館・松雲亭機械警備業務における松雲亭の警報機器を業務開始時に解除し、業務終了後にセットする。

③ 利用者の確認及び施設、設備等の説明をする（承認書の確認）。

④ 管理人室で待機し不測の事態に備える。

⑤ 利用終了後は、室内の備品を確認し、併せて施設の施錠及び火元等の確認を行う。

#### (7) 清掃業務

清掃業務仕様書に基づき隨時、業務を遂行する。

#### (8) その他

① 防火管理者の指揮の下、消火設備、避難設備その他火気使用設備等について適正管理と機能保持に努める。

② 広間、小間の畳1枚を5月と11月に炉用、風炉用のものに替える。

③ 松雲亭で開催されるイベント等に協力する。

④ 点灯しない蛍光灯及び電球の交換作業をする（脚立を必要とする高所は除く）。

⑤ 施設内の落とし物、忘れ物等を管理する。

### 3. 利用者への遵守事項

受託者は、利用者に対し、次に掲げる事項を遵守させるよう措置する。

(1) 利用開始時間及び終了時間を守らせる。

(2) 許可なく備品を貸し出してはならない。

(3) 使用の許可をされてない部屋に立入らせない。

(4) 無断で物品の販売をさせない。

(5) 所定の場所以外において、喫煙又は飲食をさせない。

(6) 無断で広告その他これに類するものを壁や柱等に掲示、又は釘類を打たせない。

(7) 施設の管理上支障をきたすような行為をさせない。

### 4. 注意事項

従事者は、業務の重要性を十分に認識し、言葉使い、服装（制服）等にも配慮し、次の事項を遵守し、業務を実施する。

(1) 業務中は、清潔な服装を着用し、身嗜みを整える。

(2) 常に利用者から見られていることを認識し、不必要的私語、怠慢な態度等を取らぬよう注意する。

(3) 施設内外の状況を把握し、利用者からの問い合わせがあった場合には、親切、丁寧な対応をする。

(4) 施設利用者等の個人の情報について、個人情報保護法・松戸市個人情報の保護に関する条例に基づき適正に管理しなければならない。

### 5. 報告等

責任者は、利用者から要望又は苦情等があった場合は、その都度市に書面にて報告するものとする。なお、緊急報告の必要がある時は、市に口頭で報告し、後日書面にて報告するものとする。

### 6. その他

本仕様書に定めない事項又は、疑義が生じたときは、市と協議して定めるものとする。

## 清掃面積及び清掃箇所

施設	延床面積	階	日 常 清 掫				定 期 清 掫							
			床の日常清掃		ガラスの清掃		床の定期清掃			ガラスの清掃		照明	器具	雨どい
			面積	除外箇所	面積	清掃箇所	面積	清掃箇所	除外箇所	面積	除外箇所			
歴史館	489.17 m <sup>2</sup>	B1	19.43 m <sup>2</sup>	倉庫、物入、収蔵庫	0 m <sup>2</sup>		65.44 m <sup>2</sup>	収蔵庫	搬入荷解場	0 m <sup>2</sup>		18基		
		1F	137.3 m <sup>2</sup>	書棚設置部分、機械室	0 m <sup>2</sup>		160.70 m <sup>2</sup>		書庫	10.80 m <sup>2</sup>		20基		
		2F	220.96 m <sup>2</sup>	展示ケース設置部分	66.70 m <sup>2</sup>	玄関、展示ケース	220.96 m <sup>2</sup>			44.05 m <sup>2</sup>	展示ケース	18基		
		屋上	0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		69.12 m <sup>2</sup>	塔屋		0 m <sup>2</sup>		0基		
		計	377.69 m <sup>2</sup>		66.70 m <sup>2</sup>		516.22 m <sup>2</sup>			54.85 m <sup>2</sup>		56基		
戸定邸	725.58 m <sup>2</sup>	1F	697.49 m <sup>2</sup>		204.98 m <sup>2</sup>		193.80 m <sup>2</sup>	カーペット	カーペット以外			31基	252m	
		2F	28.09 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>					4基		
		計	725.58 m <sup>2</sup>		204.98 m <sup>2</sup>		193.80 m <sup>2</sup>					35基	252m	
松雲亭	153.45 m <sup>2</sup>	茶室他	153.45 m <sup>2</sup>		36.50 m <sup>2</sup>							19基	8m	
		待合便所	16.70 m <sup>2</sup>											
		計	170.15 m <sup>2</sup>									19基	8m	
総計	1,368.20 m <sup>2</sup>		1,273.42 m <sup>2</sup>		271.68 m <sup>2</sup>		710.02 m <sup>2</sup>			54.85 m <sup>2</sup>		110基	260m	

① 清掃床面積

1 歴史館

延床面積 489.2 m<sup>2</sup> 延床面積合計 551.90m<sup>2</sup>

階	場所	積 算	清掃床面積	床の種類	区分	備考
B1	1. 搬入荷解場	6.530 × 3.900 = 25.47	19.43 m <sup>2</sup>	弹性床	玄関ホール	
	(階段)	1.300 × 3.950 = 5.13				
	(階段)	0.700 × 1.300 = 0.91				
	計	25.47 - 5.13 - 0.91 = 19.43				
1F	2. 収蔵庫(1F) 〃 (2F)	6.450 × 5.550 = 35.80 6.450 × 5.550 - 2.200 × 2.800 = 29.64	65.44 m <sup>2</sup>	弹性床		定期清掃
	計	35.80 + 29.64 = 65.44				
	小計		84.87 m <sup>2</sup>			
	3. 便所	3.700 × 3.600 = 13.32	13.32 m <sup>2</sup>	硬質床	便所	
1F	4. ホール (階段)	3.000 × 6.500 = 19.50 1.100 × 1.300 = 1.43	18.07 m <sup>2</sup>	弹性床	玄関ホール	
	計	19.50 - 1.43 = 18.07				
	5. 倉庫・消化ボンバ室	2.500 × 6.500 = 16.25	16.25 m <sup>2</sup>	硬質床	玄関ホール	倉庫等の歩掛表なし
	6. 階段(地下1階) 〃 階段(1階) 〃 階段(2階)	1.300 × 3.950 = 5.14 0.700 × 1.300 = 0.91 1.100 × 1.300 = 1.43 3.700 × 1.300 = 4.81 6.700 × 1.450 = 9.72	22.01 m <sup>2</sup>	弹性床	階段	
	計	5.14 + 0.91 + 1.43 + 4.81 + 9.72				
1F	7. 事務室 (便所) (湯沸室)	6.700 × 6.500 = 43.55 1.000 × 1.900 = 1.90 2.200 × 0.850 = 1.87	39.78 m <sup>2</sup>	弹性床	事務室及び会議室	
	計	43.55 - 1.90 - 1.87 = 39.78				
	8. 湯沸室	2.200 × 0.850 = 1.87	1.87 m <sup>2</sup>	弹性床	湯沸室	
	9. 書庫	4.000 × 6.500 = 26.00	26.00 m <sup>2</sup>	弹性床	事務室及び会議室	
1F	9. 機械室	6.100 × 6.500 = 39.65	39.65 m <sup>2</sup>	硬質床		定期清掃
	小計		176.95 m <sup>2</sup>			
	10. 受付	3.100 × 4.400 = 13.64	13.64 m <sup>2</sup>	弹性床	事務室・会議室	
	11. 身障者用便所	2.100 × 3.100 = 6.51	6.51 m <sup>2</sup>	硬質床	便所	
2F	12. ホール	3.600 × 6.500 - 3.60 × 0.62 = 21.17	21.17 m <sup>2</sup>	弹性床	玄関ホール	
	13. 展示室	9.400 × 13.000 + 6.700 × 5.05 = 156.04	156.04 m <sup>2</sup>	繊維床	事務室及び会議室	
	14. 玄関、ポーチ	4.450 × 4.800 + 0.620 × 3.600 = 23.60	23.60 m <sup>2</sup>	硬質床	玄関ホール	
	小計		220.96 m <sup>2</sup>			
その他	15. 塔屋(屋上)	7.200 × 9.600 = 69.12	69.12 m <sup>2</sup>	硬質床		定期清掃
	16. 駐車場	21.800 × 8.500 + 4.750 × 2.600 = 197.65	197.65 m <sup>2</sup>	硬質床	建物外部	
清掃床面積合計(駐車場を除く)			551.90 m <sup>2</sup>			

2 戸定邸

延床面積 725.6 m<sup>2</sup>

階	場所	積 算	清掃床面積	床の種類	区分	備考	
1F	17. 置、板		496.93 m <sup>2</sup>	繊維床	事務室及び会議室	置、板は、繊維床とする。	
	18. カーペット		193.80 m <sup>2</sup>				
	19. 便所(洋式)	1.270 × 1.300 =	1.65 m <sup>2</sup>	硬質床			
	20. 便所(小便器)	1.250 × 1.300 =	1.63 m <sup>2</sup>	硬質床	便所及び洗面所		
	21. 便所(和式)	1.200 × 1.300 =	1.56 m <sup>2</sup>	繊維床			
	22. 便所(男女、洗面所)	0.80 × 0.80 × 3 箇所	1.92 m <sup>2</sup>	繊維床			
	便所小計		6.76 m <sup>2</sup>				
2F	23. 置、板	4.545 × 5.454 + 1.818 × 1.818 = 28.09	28.09 m <sup>2</sup>	繊維床			
清掃床面積合計			725.58 m <sup>2</sup>				

3 松雲亭

延床面積 153.5 m<sup>2</sup>

階	場所	積 算	清掃床面積	床の種類	区分	備考
茶室	24. 茶室、廊下		127.73 m <sup>2</sup>	繊維床	事務室及び会議室	置、板は、繊維床とする。
	25. 表玄関・裏玄関	3.300 × 1.818 + 2.06 × 1.818 = 9.74	9.74 m <sup>2</sup>			
	26. 湯沸室	2.954 × 3.627 = 10.71	10.71 m <sup>2</sup>	繊維床		
	27. 便所	3.636 × 1.450 = 5.27	5.27 m <sup>2</sup>	繊維床		
庭内	27. 便所	1.500 × 1.000 = 1.50	1.50 m <sup>2</sup>	硬質床	便所	
	28. 腰掛け待合	5.200 × 2.500 + 3.700 × 1.000 = 16.70 16.70 - 1.50 = 15.20	15.20 m <sup>2</sup>	硬質床	玄関周り	
	清掃床面積合計		170.15 m <sup>2</sup>			
3施設の清掃床面積合計			1,447.63 m <sup>2</sup>			

② 窓ガラス清掃面積

施設	階	場所	積算	清掃面積	備考
歴史館	1F	1 便所(男)	$0.970 \times 0.650 = 0.64$	1.54 m <sup>2</sup>	
		便所(女)	$1.370 \times 0.650 = 0.90$		
		2 ホール	$1.400 \times 0.650 = 0.91$	0.91 m <sup>2</sup>	
		3 階段	$0.890 \times 1.800 = 1.61$	1.61 m <sup>2</sup>	
		4 事務室	$1.870 \times 1.800 \times 2 = 6.7$	6.74 m <sup>2</sup>	
		小計		10.80 m <sup>2</sup>	
	2F	5 受付	$5.720 \times 1.600 = 9.16$	9.16 m <sup>2</sup>	
		6 身障者用便所	$0.840 \times 0.900 = 0.76$	0.76 m <sup>2</sup>	
		7 ホール	$3.340 \times 2.800 = 9.36$	9.36 m <sup>2</sup>	
		8 玄関	$7.340 \times 2.800 = 20.56$	20.56 m <sup>2</sup>	
		9 展示室	$1.870 \times 0.450 \times 5枚 = 4.2$	4.21 m <sup>2</sup>	
		10 展示ケース	$1.500 \times 2.900 \times 4台 = 17.40$	46.14 m <sup>2</sup>	
		展示ケース	$1.180 \times 0.640 \times 3台 = 2.27$		
		展示ケース	$1.340 \times 4.470 = 5.99$		
		展示ケース	$1.750 \times 11.700 = 20.48$		
		小計		90.19 m <sup>2</sup>	
		合計		100.99 m <sup>2</sup>	
戸定邸	1F	1 使者の間	別紙③参照	17.79 m <sup>2</sup>	
		2 表座敷棟	//	54.56 m <sup>2</sup>	
		3 中座敷棟	//	16.96 m <sup>2</sup>	
		4 奥座敷棟	//	11.11 m <sup>2</sup>	
		5 離座敷棟	//	25.96 m <sup>2</sup>	
		6 内倉棟	//	6.76 m <sup>2</sup>	
		7 渡廊下棟	//	34.69 m <sup>2</sup>	
		8 湯殿棟	//	4.08 m <sup>2</sup>	
		9 台所棟	//	23.73 m <sup>2</sup>	
		10 玄関棟	//	3.65 m <sup>2</sup>	
		11 その他	//	5.69 m <sup>2</sup>	
	2F	12 女中部屋		0 m <sup>2</sup>	
		合計		204.98 m <sup>2</sup>	
2施設のガラス清掃面積合計				305.97 m <sup>2</sup>	

③ 戸定邸ガラス面積積算表

場 所	積 算	清掃面積	備 考
(1) 使者の間	1 廊下 $0.820 \times 1.250 \times 5\text{枚} = 5.13$	5.13 m <sup>2</sup>	
	2 " $0.820 \times 1.250 \times 9\text{枚} = 9.23$	9.23 m <sup>2</sup>	
	3 " $0.810 \times 0.770 \times 2\text{枚} = 1.25$	1.25 m <sup>2</sup>	
	4 便所 $0.375 \times 0.320 \times 4\text{枚} = 0.48$	0.48 m <sup>2</sup>	
	5 廊下 $0.740 \times 0.765 \times 3\text{枚} = 1.70$	1.70 m <sup>2</sup>	
	小計	17.79 m <sup>2</sup>	
(2) 表座敷棟	11 廊下(上) $1.340 \times 0.310 \times 1\text{枚} = 0.42$	0.42 m <sup>2</sup>	
	1.340 × 0.320 × 1枚 = 0.43	0.43 m <sup>2</sup>	
	1.340 × 0.325 × 1枚 = 0.44	0.44 m <sup>2</sup>	
	1.340 × 0.335 × 1枚 = 0.45	0.45 m <sup>2</sup>	
	1.340 × 0.345 × 1枚 = 0.46	0.46 m <sup>2</sup>	
	1.340 × 0.350 × 1枚 = 0.47	0.47 m <sup>2</sup>	
	1.190 × 0.360 × 1枚 = 0.43	0.43 m <sup>2</sup>	
	1.190 × 0.370 × 1枚 = 0.44	0.44 m <sup>2</sup>	
	11' 廊下(下) $1.030 \times 1.260 \times 10\text{枚} = 12.98$	12.98 m <sup>2</sup>	
	12 廊下(上) $1.185 \times 0.290 \times 2\text{枚} = 0.69$	0.69 m <sup>2</sup>	
	1.340 × 0.295 × 1枚 = 0.40	0.40 m <sup>2</sup>	
	1.330 × 0.300 × 1枚 = 0.40	0.40 m <sup>2</sup>	
	1.340 × 0.310 × 1枚 = 0.42	0.42 m <sup>2</sup>	
	1.330 × 0.315 × 1枚 = 0.42	0.42 m <sup>2</sup>	
	1.340 × 0.320 × 1枚 = 0.43	0.43 m <sup>2</sup>	
	1.350 × 0.325 × 1枚 = 0.44	0.44 m <sup>2</sup>	
	0.725 × 0.330 × 1枚 = 0.24	0.24 m <sup>2</sup>	
	12' 廊下(下) $1.240 \times 1.270 \times 2\text{枚} = 3.15$	3.15 m <sup>2</sup>	
	1.035 × 1.270 × 4枚 = 5.26	5.26 m <sup>2</sup>	
	1.010 × 1.270 × 4枚 = 5.13	5.13 m <sup>2</sup>	
	13 便所 $0.510 \times 0.510 \times 2\text{枚} = 0.52$	0.52 m <sup>2</sup>	
	0.590 × 0.510 × 4枚 = 1.20	1.20 m <sup>2</sup>	
14	$0.870 \times 1.300 \times 2\text{枚} = 2.26$	2.26 m <sup>2</sup>	
	$0.800 \times 1.170 \times 2\text{枚} = 1.87$	1.87 m <sup>2</sup>	
	$0.600 \times 1.170 \times 4\text{枚} = 2.81$	2.81 m <sup>2</sup>	
	$0.580 \times 0.670 \times 2\text{枚} = 0.78$	0.78 m <sup>2</sup>	
15 入側	$1.025 \times 0.225 \times 8\text{枚} = 1.85$	1.85 m <sup>2</sup>	
	$0.800 \times 0.225 \times 2\text{枚} = 0.36$	0.36 m <sup>2</sup>	
16	$0.800 \times 0.225 \times 2\text{枚} = 0.36$	0.36 m <sup>2</sup>	
	$1.025 \times 0.225 \times 4\text{枚} = 0.92$	0.92 m <sup>2</sup>	
17 書斎	$0.390 \times 0.240 \times 4\text{枚} = 0.37$	0.37 m <sup>2</sup>	
19 廊下(上)	$1.010 \times 0.340 \times 1\text{枚} = 0.34$	0.34 m <sup>2</sup>	
	$1.340 \times 0.340 \times 1\text{枚} = 0.46$	0.46 m <sup>2</sup>	
	$1.640 \times 0.330 \times 1\text{枚} = 0.54$	0.54 m <sup>2</sup>	
	$1.640 \times 0.335 \times 1\text{枚} = 0.55$	0.55 m <sup>2</sup>	
	$1.640 \times 0.310 \times 1\text{枚} = 0.51$	0.51 m <sup>2</sup>	
	$0.735 \times 0.310 \times 1\text{枚} = 0.23$	0.23 m <sup>2</sup>	
19' 廊下(下)	$0.820 \times 1.250 \times 5\text{枚} = 5.13$	5.13 m <sup>2</sup>	
小計		54.56 m <sup>2</sup>	
(3) 中座敷棟	20 廊下(上) $1.640 \times 0.360 \times 1\text{枚} = 0.59$	0.59 m <sup>2</sup>	
	1.630 × 0.365 × 1枚 = 0.59	0.59 m <sup>2</sup>	
	1.640 × 0.370 × 2枚 = 1.21	1.21 m <sup>2</sup>	
20' 廊下(下)	$0.820 \times 1.260 \times 8\text{枚} = 8.27$	8.27 m <sup>2</sup>	
40 廊下(上)	$1.195 \times 0.210 \times 2\text{枚} = 0.50$	0.50 m <sup>2</sup>	
40' 廊下(下)	$0.780 \times 1.310 \times 3\text{枚} = 3.07$	3.07 m <sup>2</sup>	
41 廊下	$0.830 \times 0.770 \times 1\text{枚} = 0.64$	0.64 m <sup>2</sup>	
	$0.540 \times 0.770 \times 2\text{枚} = 0.83$	0.83 m <sup>2</sup>	
42 廊下	$0.740 \times 0.500 \times 1\text{枚} = 0.37$	0.37 m <sup>2</sup>	
58	$0.580 \times 0.770 \times 2\text{枚} = 0.89$	0.89 m <sup>2</sup>	

場所	積算		清掃面積	備考
	小計			
(4) 奥座敷棟	21 廊下(上)	$1.335 \times 0.340 \times 1\text{枚} = 0.45$	0.45 m <sup>2</sup>	
		$1.640 \times 0.345 \times 1\text{枚} = 0.57$	0.57 m <sup>2</sup>	
	21' 廊下(下)	$0.745 \times 1.265 \times 4\text{枚} = 3.77$	3.77 m <sup>2</sup>	
	22	$0.355 \times 0.455 \times 2\text{枚} = 0.32$	0.32 m <sup>2</sup>	
	23	$0.355 \times 0.455 \times 2\text{枚} = 0.32$	0.32 m <sup>2</sup>	
	24 便所	$0.350 \times 0.455 \times 2\text{枚} = 0.32$	0.32 m <sup>2</sup>	
		$0.345 \times 0.455 \times 2\text{枚} = 0.31$	0.31 m <sup>2</sup>	
	25 廊下	$0.790 \times 1.260 \times 2\text{枚} = 1.99$	1.99 m <sup>2</sup>	
		$0.595 \times 1.260 \times 3\text{枚} = 2.25$	2.25 m <sup>2</sup>	
	30 廊下	$0.355 \times 0.380 \times 6\text{枚} = 0.81$	0.81 m <sup>2</sup>	
	小計		11.11 m <sup>2</sup>	
(5) 離座敷棟	33	$0.595 \times 1.255 \times 4\text{枚} = 2.99$	2.99 m <sup>2</sup>	
		$0.640 \times 1.255 \times 2\text{枚} = 1.61$	1.61 m <sup>2</sup>	
	34 廊下(上)	$0.740 \times 0.290 \times 1\text{枚} = 0.21$	0.21 m <sup>2</sup>	
		$1.640 \times 0.290 \times 2\text{枚} = 0.95$	0.95 m <sup>2</sup>	
		$1.340 \times 0.275 \times 1\text{枚} = 0.37$	0.37 m <sup>2</sup>	
		$1.350 \times 0.275 \times 1\text{枚} = 0.37$	0.37 m <sup>2</sup>	
		$1.340 \times 0.260 \times 1\text{枚} = 0.35$	0.35 m <sup>2</sup>	
	34' 廊下(下)	$0.820 \times 1.250 \times 3\text{枚} = 3.08$	3.08 m <sup>2</sup>	
		$0.880 \times 1.250 \times 1\text{枚} = 1.10$	1.10 m <sup>2</sup>	
		$0.830 \times 1.250 \times 5\text{枚} = 5.19$	5.19 m <sup>2</sup>	
	35 廊下(上)	$1.340 \times 0.260 \times 1\text{枚} = 0.35$	0.35 m <sup>2</sup>	
		$1.350 \times 0.270 \times 1\text{枚} = 0.36$	0.36 m <sup>2</sup>	
		$1.340 \times 0.275 \times 1\text{枚} = 0.37$	0.37 m <sup>2</sup>	
		$0.735 \times 0.280 \times 1\text{枚} = 0.21$	0.21 m <sup>2</sup>	
	35' 廊下(下)	$0.820 \times 1.290 \times 5\text{枚} = 5.29$	5.29 m <sup>2</sup>	
	36	$0.375 \times 0.455 \times 1\text{枚} = 0.17$	0.17 m <sup>2</sup>	
	37 便所	$0.430 \times 0.455 \times 2\text{枚} = 0.39$	0.39 m <sup>2</sup>	
		$0.445 \times 0.495 \times 1\text{枚} = 0.22$	0.22 m <sup>2</sup>	
	38 座敷	$0.810 \times 0.240 \times 8\text{枚} = 1.56$	1.56 m <sup>2</sup>	
	39 次の間	$0.805 \times 0.255 \times 4\text{枚} = 0.82$	0.82 m <sup>2</sup>	
	小計		25.96 m <sup>2</sup>	
(6) 内倉棟	2 内倉棟入口	$0.710 \times 0.250 \times 1\text{枚} = 0.18$	0.18 m <sup>2</sup>	
	3 中庭横	$0.710 \times 0.250 \times 1\text{枚} = 0.18$	0.18 m <sup>2</sup>	
	4 //	$0.800 \times 0.750 \times 2\text{枚} = 1.20$	1.20 m <sup>2</sup>	
	5 便所	$0.530 \times 0.250 \times 2\text{枚} = 0.27$	0.27 m <sup>2</sup>	
	6 //	$0.350 \times 0.290 \times 1\text{枚} = 0.10$	0.10 m <sup>2</sup>	
	7 中庭横	$0.800 \times 0.750 \times 2\text{枚} = 1.20$	1.20 m <sup>2</sup>	
	8	$0.370 \times 0.670 \times 2\text{枚} = 0.50$	0.50 m <sup>2</sup>	
	9	$0.760 \times 1.035 \times 2\text{枚} = 1.57$	1.57 m <sup>2</sup>	
	10	$0.640 \times 1.220 \times 2\text{枚} = 1.56$	1.56 m <sup>2</sup>	
	小計		6.76 m <sup>2</sup>	
(7) 渡廊下棟	1 渡廊下(上)	$1.270 \times 0.315 \times 1\text{枚} = 0.40$	0.40 m <sup>2</sup>	
		$1.250 \times 0.320 \times 1\text{枚} = 0.40$	0.40 m <sup>2</sup>	
		$1.260 \times 0.340 \times 1\text{枚} = 0.43$	0.43 m <sup>2</sup>	
		$1.320 \times 0.350 \times 1\text{枚} = 0.46$	0.46 m <sup>2</sup>	
		$1.350 \times 0.370 \times 1\text{枚} = 0.50$	0.50 m <sup>2</sup>	
		$1.330 \times 0.390 \times 1\text{枚} = 0.52$	0.52 m <sup>2</sup>	
		$1.300 \times 0.400 \times 1\text{枚} = 0.52$	0.52 m <sup>2</sup>	
		$1.300 \times 0.400 \times 1\text{枚} = 0.52$	0.52 m <sup>2</sup>	
	1' 渡廊下(下)	$0.780 \times 1.230 \times 5\text{枚} = 4.80$	4.80 m <sup>2</sup>	
		$0.820 \times 1.230 \times 5\text{枚} = 5.04$	5.04 m <sup>2</sup>	
		$0.645 \times 1.230 \times 4\text{枚} = 3.17$	3.17 m <sup>2</sup>	
18 廊下(上)		$0.740 \times 0.340 \times 1\text{枚} = 0.25$	0.25 m <sup>2</sup>	
		$1.640 \times 0.335 \times 1\text{枚} = 0.55$	0.55 m <sup>2</sup>	

場 所	積 算	清掃面積	備 考
	$1.340 \times 0.335 \times 1 \text{ 枚} = 0.45$	0.45 m <sup>2</sup>	
18' 廊下(下)	$0.760 \times 1.260 \times 5 \text{ 枚} = 4.79$	4.79 m <sup>2</sup>	
(7) 渡廊下棟   43 廊下(上)	$1.330 \times 0.340 \times 1 \text{ 枚} = 0.45$	0.45 m <sup>2</sup>	
	$1.640 \times 0.340 \times 3 \text{ 枚} = 1.67$	1.67 m <sup>2</sup>	
43' 廊下(下)	$0.750 \times 1.260 \times 4 \text{ 枚} = 3.78$	3.78 m <sup>2</sup>	
	$0.810 \times 1.230 \times 4 \text{ 枚} = 3.99$	3.99 m <sup>2</sup>	
	$0.630 \times 1.250 \times 2 \text{ 枚} = 1.58$	1.58 m <sup>2</sup>	
56	$0.410 \times 1.030 \times 1 \text{ 枚} = 0.42$	0.42 m <sup>2</sup>	
小計		34.69 m <sup>2</sup>	
(8) 湯殿棟   28 湯殿	$0.785 \times 1.210 \times 2 \text{ 枚} = 1.90$	1.90 m <sup>2</sup>	
29 //	$0.795 \times 1.260 \times 2 \text{ 枚} = 2.00$	2.00 m <sup>2</sup>	
	$0.650 \times 0.270 \times 1 \text{ 枚} = 0.18$	0.18 m <sup>2</sup>	
小計		4.08 m <sup>2</sup>	
(9) 台所棟   45 便所	$0.355 \times 0.330 \times 4 \text{ 枚} = 0.47$	0.47 m <sup>2</sup>	
46 小使室	$0.790 \times 0.690 \times 4 \text{ 枚} = 2.18$	2.18 m <sup>2</sup>	
47 廊下	$0.790 \times 0.750 \times 2 \text{ 枚} = 1.19$	1.19 m <sup>2</sup>	
48 内玄関	$0.780 \times 0.960 \times 2 \text{ 枚} = 1.50$	1.50 m <sup>2</sup>	
49 小使室	$0.490 \times 0.540 \times 2 \text{ 枚} = 0.53$	0.53 m <sup>2</sup>	
	$0.520 \times 0.800 \times 4 \text{ 枚} = 1.66$	1.66 m <sup>2</sup>	
50 階段	$0.810 \times 0.670 \times 2 \text{ 枚} = 1.09$	1.09 m <sup>2</sup>	
51 廊下	$0.345 \times 0.720 \times 2 \text{ 枚} = 0.50$	0.50 m <sup>2</sup>	
52 //	$0.810 \times 0.670 \times 2 \text{ 枚} = 1.09$	1.09 m <sup>2</sup>	
53	$0.790 \times 1.250 \times 4 \text{ 枚} = 3.95$	3.95 m <sup>2</sup>	
	$0.810 \times 1.240 \times 3 \text{ 枚} = 3.01$	3.01 m <sup>2</sup>	
	$0.780 \times 1.240 \times 2 \text{ 枚} = 1.93$	1.93 m <sup>2</sup>	
54 流し台	$0.790 \times 0.520 \times 4 \text{ 枚} = 1.64$	1.64 m <sup>2</sup>	
55 入口	$0.790 \times 0.920 \times 2 \text{ 枚} = 1.45$	1.45 m <sup>2</sup>	
57	$0.810 \times 0.950 \times 2 \text{ 枚} = 1.54$	1.54 m <sup>2</sup>	
小計		23.73 m <sup>2</sup>	
(10) 玄関棟   44 会計室	$0.780 \times 1.170 \times 4 \text{ 枚} = 3.65$	3.65 m <sup>2</sup>	
小計		3.65 m <sup>2</sup>	
(11) その他 (渡廊下)	26 渡廊下	$0.640 \times 0.770 \times 4 \text{ 枚} = 1.97$	1.97 m <sup>2</sup>
	27 //	$0.880 \times 0.770 \times 2 \text{ 枚} = 1.36$	1.36 m <sup>2</sup>
	31 渡廊下	$0.800 \times 0.740 \times 2 \text{ 枚} = 1.18$	1.18 m <sup>2</sup>
	32 //	$0.800 \times 0.740 \times 2 \text{ 枚} = 1.18$	1.18 m <sup>2</sup>
小計		5.69 m <sup>2</sup>	
合 計		204.98 m <sup>2</sup>	

④ 松雲亭ガラス面積積算表

場 所		積 算	清掃面積	備 考
(1) 小間	1 水屋	$0.570 \times 0.500 \times 2$ 枚 = 0.57	0.57 m <sup>2</sup>	
	2 //	$0.600 \times 0.720 \times 2$ 枚 = 0.86	0.86 m <sup>2</sup>	
	小計		1.43 m <sup>2</sup>	
(2) 広間	3 廊下	$0.930 \times 0.270 \times 2$ 枚 = 0.50	0.50 m <sup>2</sup>	
	4 //	$0.960 \times 1.720 \times 4$ 枚 = 6.60	6.60 m <sup>2</sup>	
	5 //	$0.980 \times 1.720 \times 3$ 枚 = 5.06	5.06 m <sup>2</sup>	
	6 //	$1.370 \times 0.270 \times 2$ 枚 = 0.74	0.74 m <sup>2</sup>	上部
	7 //	$1.820 \times 0.270 \times 3$ 枚 = 1.47	1.47 m <sup>2</sup>	//
	8 水屋	$0.960 \times 1.260 \times 2$ 枚 = 2.42	2.42 m <sup>2</sup>	
	9	$0.900 \times 0.900 \times 2$ 枚 = 1.62	1.62 m <sup>2</sup>	
	10	$0.880 \times 0.620 \times 2$ 枚 = 1.09	1.09 m <sup>2</sup>	上部
	小計		19.50 m <sup>2</sup>	
(3) 厨房	11 流し台	$0.880 \times 0.630 \times 2$ 枚 = 1.11	1.11 m <sup>2</sup>	
	12	$0.540 \times 0.630 \times 2$ 枚 = 0.68	0.68 m <sup>2</sup>	
	13 入口	$0.850 \times 1.320 \times 2$ 枚 = 2.24	2.24 m <sup>2</sup>	
	小計		4.03 m <sup>2</sup>	
(4) 便所	14 男	$0.560 \times 0.600 \times 2$ 枚 = 0.67	0.67 m <sup>2</sup>	
	15 女	$0.560 \times 0.600 \times 2$ 枚 = 0.67	0.67 m <sup>2</sup>	
	16 手洗所	$0.700 \times 0.430 \times 2$ 枚 = 0.60	0.60 m <sup>2</sup>	
	17 男女便所入口	$0.550 \times 0.600 \times 2$ 枚 = 0.66	0.66 m <sup>2</sup>	
	18 入口	$0.570 \times 0.440 \times 2$ 枚 = 0.50	0.50 m <sup>2</sup>	
	小計		3.10 m <sup>2</sup>	
(5) 内玄関	19 玄関入口	$0.770 \times 1.720 \times 2$ 枚 = 2.65	2.65 m <sup>2</sup>	
	20 //	$0.980 \times 0.320 \times 2$ 枚 = 0.63	0.63 m <sup>2</sup>	上部
	小計		3.28 m <sup>2</sup>	
(6) 玄関	21 玄関	$0.750 \times 1.720 \times 2$ 枚 = 2.58	2.58 m <sup>2</sup>	
	22	$0.730 \times 0.280 \times 2$ 枚 = 0.41	0.41 m <sup>2</sup>	上部
	23	$0.700 \times 0.840 \times 2$ 枚 = 1.18	1.18 m <sup>2</sup>	
	24	$0.660 \times 0.750 \times 2$ 枚 = 0.99	0.99 m <sup>2</sup>	
	小計		5.16 m <sup>2</sup>	
合 計			36.50 m <sup>2</sup>	

⑤ 照明器具

施設	階	場所	種類	清掃面積	備考
戸定歴史館	B1	1 搬入荷解場	2灯付き	3 基	
		収蔵庫	1灯付き	7 基	
			2灯付き	8 基	
		小計		18 基	
	1F	便所	1灯付き	1 基	
			2灯付き	2 基	
		4 ホール	2灯付き	3 基	
		5 倉庫	1灯付き	2 基	
		階段	1灯付き	1 基	
			2灯付き	1 基	
		7 事務室	2灯付き	10 基	
		8 書庫	1灯付き	6 基	
	小計			20 基	
	2F	9 受付	2灯付き	4 基	
		10 身障者用便所	1灯付き	1 基	
		11 ホール	2灯付き	3 基	
		12 展示室	2灯付き	10 基	
		小計		18 基	
	合 計			56 基	
戸定邸	1F	1 使者の間		2 基	
		2 玄関棟		6 基	
		3 渡廊下棟		0 基	
		4 表座敷棟		8 基	
		5 中座敷棟		5 基	
		6 奥座敷棟		2 基	
		7 離座敷棟		3 基	
		8 湯殿棟		0 基	
		9 台所棟		5 基	
	2F	10 女中部屋		4 基	
	合 計			35 基	
松雲亭	1	1 玄関		1 基	
		2 廊下		2 基	
		3 便所		3 基	
		4 廉房		2 基	内2灯付き1基
		5 内玄関		1 基	
		6 小間		5 基	
		7 広間		4 基	
		8 納戸		1 基	
	合 計			19 基	
3施設の照明器具合計				110 基	

⑥ 外廻清掃面積 範囲:建物廻り 幅 1m(駐車場以外)

施設	階	場所	積 算	清掃面積
歴史館	B1	1. 外階段	8.500	8.50 m <sup>2</sup>
		2. ドライエリア	1.800 + 3.900 + 2.600	8.30 m <sup>2</sup>
		計		16.80 m <sup>2</sup>
	1F	3. ドライエリア	16.800 + 1.000	17.80 m <sup>2</sup>
			13.000	13.00 m <sup>2</sup>
		4. 外階段等	13.000	13.00 m <sup>2</sup>
		計		43.80 m <sup>2</sup>
	2F	5. 玄関前	16.800	16.80 m <sup>2</sup>
		6. 駐車場	21.800 × 8.500 + 4.750 × 2.600 = 197.65	197.65 m <sup>2</sup>
		合計(駐車場除く)		77.40 m <sup>2</sup>
戸定邸	1F	1. 外周		137.63 m <sup>2</sup>
		東側	6.363 + 18.180 + 2.121 + 2.879 + 2.379 + 7.272	39.19 m <sup>2</sup>
		西側	1.212 + 39.345	40.56 m <sup>2</sup>
		南側	32.118	32.12 m <sup>2</sup>
		北側	11.211 + 2.727 + 5.454 + 6.363	25.76 m <sup>2</sup>
	2. 使者の間			25.48 m <sup>2</sup>
		東側	10.010 + 2.730	12.74 m <sup>2</sup>
		西側	10.010 + 2.730	12.74 m <sup>2</sup>
		3. 渡廊下棟		39.02 m <sup>2</sup>
	3. 渡廊下棟	中庭(南側)	4.848 + 5.454 + 1.515 + 6.363	18.18 m <sup>2</sup>
		中庭(東側)	3.636 + 3.636 - 2.000	5.27 m <sup>2</sup>
		中庭(北側)	4.545 + 3.636 - 2.000	6.18 m <sup>2</sup>
		中庭(西側)	3.636 + 0.909 + 0.909 + 3.939	9.39 m <sup>2</sup>
	4. 中座敷棟の西側			15.39 m <sup>2</sup>
		中庭(南・北側)	3.636 + 2.424 + 3.636 + 2.424 - 4.000	8.12 m <sup>2</sup>
		中庭(東・西側)	3.636 × 2	7.27 m <sup>2</sup>
	5. 奥座敷棟と離座敷の間			15.45 m <sup>2</sup>
		中庭(南側)	3.636 + 2.424	6.06 m <sup>2</sup>
		中庭(北側)	0.909 + 3.636 + 0.909 + 2.727 + 1.212	9.39 m <sup>2</sup>
	6. 湯棟殿の南側			14.00 m <sup>2</sup>
		中庭(南・北側)	5.363 × 2 - 4.000	6.73 m <sup>2</sup>
		中庭(東・西側)	3.636 × 2	7.27 m <sup>2</sup>
		合計		246.97 m <sup>2</sup>
		総面積(歴史館駐車場除く)		324.37 m <sup>2</sup>
松雲亭	1F	1. 北側	1.409 + 1.212 × 3	5.05 m <sup>2</sup>
			2.954 + 9.809	12.76 m <sup>2</sup>
		2. 東側	2.727 + 1.802 + 2.121 + 1.212	7.86 m <sup>2</sup>
		3. 南側	19.626 + 0.909 + 1.000 + 1.000	22.54 m <sup>2</sup>
	4. 西側	4. 西側	1.272 + 1.212 + 1.000 + 1.909 + 1.000	6.39 m <sup>2</sup>
		合計		54.60 m <sup>2</sup>

⑦ 外壁清掃面積

施設	場所	積 算	清掃面積	備考
戸定邸	1. 外周		137.63 m	
	東側	$6.363 + 18.180 + 2.121 + 2.879 + 2.379 + 7.272$	39.19 m	
	西側	$1.212 + 39.345$	40.56 m	
	南側	32.118	32.12 m	
	北側	$11.211 + 2.727 + 5.454 + 6.363$	25.76 m	
	2. 使者の間		25.48 m	
	東側	$10.010 + 2.730$	12.74 m	
	西側	$10.010 + 2.730$	12.74 m	
	3. 渡廊下棟		43.02 m	
	中庭(南側)	$4.848 + 5.454 + 1.515 + 6.363$	18.18 m	
	中庭(東側)	$3.636 + 3.636$	7.27 m	
	中庭(北側)	$4.545 + 3.636$	8.18 m	
	中庭(西側)	$3.636 + 0.909 + 0.909 + 3.939$	9.39 m	
4. 中座敷棟の西側			19.39 m	
	中庭(南・北側)	$3.636 + 2.424 + 3.636 + 2.424$	12.12 m	
	中庭(東・西側)	$3.636 \times 2$	7.27 m	
5. 奥座敷棟と離座敷の間			15.45 m	
	中庭(南側)	$3.636 + 2.424$	6.06 m	
	中庭(北側)	$0.909 + 3.636 + 0.909 + 2.727 + 1.212$	9.39 m	
6. 湯棟殿の南側			18.00 m	
	中庭(南・北側)	$5.363 \times 2$	10.73 m	
	中庭(東・西側)	$3.636 \times 2$	7.27 m	
合計			258.97 m	
外壁清掃面積		$258.97 \text{ m} \times 1.5\text{m}$ (地上1.5m)	388.46 $\text{m}^2$	

⑧ 戸定邸の雨樋の長さの積算表

場 所		積 算	長さ	備 考
(1) 使者の間	1	5.460	5.46 m	
	2	( 10.010 + 2.730 ) × 2	25.48 m	
		小計	30.94 m	
(2) 内倉等	3	5.454 + 1.515	6.97 m	
(3) 表座敷棟	4	13.029 + 12.726 + 3.9 + 1.212	30.91 m	
	5	1.818 + 4.545 + 3.9	10.31 m	
		小計	41.22 m	
(4) 中座敷棟	6	7.272	7.28 m	
(5) 奥座敷棟	7	( 2.424 + 3.636 ) × 2	12.12 m	
	8	5.454 × 2	10.91 m	
		小計	23.03 m	
(5) 離座敷棟	9	6.469 × 2	12.94 m	
	10	7.424 + 7.272	14.70 m	
	11	11.211 × 2	22.43 m	
		小計	50.07 m	
(6) 湯殿棟	12	2.727 + 5.454	8.19 m	
	13	5.454 × 2	10.91 m	
	14	2.879 × 2	5.76 m	
		小計	24.86 m	
(7) 台所棟	15	4.848 + 0.909 + 2.7 + 1.82	10.31 m	
(8) 渡廊下棟	16	1.515 + 5.454 + 4.8	11.82 m	
	17	2.727 + 0.909 + 3.9	7.58 m	
	18	3.636 + 4.545	8.19 m	
	19	3.636 × 3	10.91 m	
		小計	38.50 m	
(9) 玄関棟	20	18.180	18.18 m	
		合計	252 m	

⑨ 松雲亭の雨樋の長さの積算表

場 所		積 算	長さ	備 考
(1) 玄関	1	3.030	3.03 m	
	2	2.954 + 1.212	4.17 m	
		合計	8 m	

⑩戸定邸床面積積算表

場 所		積 算		清掃面積		備 考
1 使者の間	1	$5.460 \times 9.100$	=	49.6860000 m <sup>2</sup>	49.69m <sup>2</sup>	
	2	$3.640 \times 0.910$	=	3.3124000 m <sup>2</sup>	3.31m <sup>2</sup>	
	3	$2.730 \times 2.730$	=	7.4529000 m <sup>2</sup>	7.45m <sup>2</sup>	
2 玄関	4	$3.128 \times 0.910$	=	2.8464800 m <sup>2</sup>	2.85m <sup>2</sup>	
	5	$5.454 \times 10.908$	=	59.4922320 m <sup>2</sup>	59.49m <sup>2</sup>	
	6	$1.818 \times 3.636$	=	6.6102480 m <sup>2</sup>	6.61m <sup>2</sup>	
3 内倉	7	$3.939 \times 6.010$	=	23.6733900 m <sup>2</sup>	23.67m <sup>2</sup>	
	8	$0.404 \times 2.121$	=	0.8568840 m <sup>2</sup>	0.86m <sup>2</sup>	
	9	$3.939 \times 2.878$	=	11.3364420 m <sup>2</sup>	11.34m <sup>2</sup>	2階
4 表座敷	10	$13.029 \times 12.726$	=	165.8070540 m <sup>2</sup>	165.81m <sup>2</sup>	
	11	$1.512 \times 7.576$	=	11.4549120 m <sup>2</sup>	11.45m <sup>2</sup>	
	12	$4.394 \times 3.939$	=	17.3079660 m <sup>2</sup>	17.31m <sup>2</sup>	
	13	$0.606 \times 0.545$	=	0.3302700 m <sup>2</sup>	0.33m <sup>2</sup>	
5 中座敷	14	$6.666 \times 7.272$	=	48.4751520 m <sup>2</sup>	48.48m <sup>2</sup>	
	15	$2.727 \times 0.909$	=	2.4788430 m <sup>2</sup>	2.48m <sup>2</sup>	
	16	$2.727 \times 0.909$	=	2.4788430 m <sup>2</sup>	2.48m <sup>2</sup>	
	17	$0.757 \times 4.545$	=	3.4405650 m <sup>2</sup>	3.44m <sup>2</sup>	
6 奥座敷	18	$7.272 \times 5.454$	=	39.6614880 m <sup>2</sup>	39.66m <sup>2</sup>	
	19	$0.909 \times 4.545$	=	4.1314050 m <sup>2</sup>	4.13m <sup>2</sup>	
	20	$1.818 \times 2.727$	=	4.9576860 m <sup>2</sup>	4.96m <sup>2</sup>	
	21	$( 3.6 + 3.822 ) \times 0.909 \div$	=	3.3896610 m <sup>2</sup>	3.39m <sup>2</sup>	
7 湯殿	22	$4.697 \times 3.788$	=	17.7922360 m <sup>2</sup>	17.79m <sup>2</sup>	
	23	$( 3.1 + 3.052 ) \times 0.790 \div$	=	2.4110800 m <sup>2</sup>	2.41m <sup>2</sup>	
8 離座敷	24	$4.545 \times 5.454$	=	24.7884300 m <sup>2</sup>	24.79m <sup>2</sup>	
	25	$3.636 \times 7.272$	=	26.4409920 m <sup>2</sup>	26.44m <sup>2</sup>	
	26	$0.606 \times 0.909$	=	0.5508540 m <sup>2</sup>	0.55m <sup>2</sup>	
	27	$2.121 \times 1.970$	=	4.1783700 m <sup>2</sup>	4.18m <sup>2</sup>	
	28	$1.212 \times 4.545$	=	5.5085400 m <sup>2</sup>	5.51m <sup>2</sup>	
	29	$1.515 \times 2.727$	=	4.1314050 m <sup>2</sup>	4.13m <sup>2</sup>	
	30	$( 0.9 + 0.910 ) \times 3.772 \div$	=	3.4645820 m <sup>2</sup>	3.46m <sup>2</sup>	
	31	$( 0.910 + 1.823 ) \times 0.182 \div$	=	0.2487030 m <sup>2</sup>	0.25m <sup>2</sup>	
	32	$( 1.8 + 1.818 ) \times 1.606 \div$	=	2.9237230 m <sup>2</sup>	2.92m <sup>2</sup>	
9 台所	33	$3.636 \times 4.545$	=	16.5256200 m <sup>2</sup>	16.53m <sup>2</sup>	
	34	$0.909 \times 1.818$	=	1.6525620 m <sup>2</sup>	1.65m <sup>2</sup>	
	35	$10.908 \times 7.272$	=	79.3229760 m <sup>2</sup>	79.32m <sup>2</sup>	
	36	$1.818 \times 1.818$	=	3.3051240 m <sup>2</sup>	3.31m <sup>2</sup>	
10 女中部屋	37	$4.545 \times 5.454$	=	24.7884300 m <sup>2</sup>	24.79m <sup>2</sup>	2階
	38	$1.818 \times 1.818$	=	3.3051240 m <sup>2</sup>	3.31m <sup>2</sup>	2階
11 渡り廊下	39	$3.639 \times 0.909$	=	3.3078510 m <sup>2</sup>	3.31m <sup>2</sup>	
	40	$1.821 \times 2.727$	=	4.9658670 m <sup>2</sup>	4.97m <sup>2</sup>	
	41	$1.818 \times 1.364$	=	2.4797520 m <sup>2</sup>	2.48m <sup>2</sup>	
	42	$0.909 \times 0.909$	=	0.8262810 m <sup>2</sup>	0.83m <sup>2</sup>	
	43	$5.962 \times 3.940$	=	23.4902800 m <sup>2</sup>	23.49m <sup>2</sup>	
合 計				725.5896030 m <sup>2</sup>	725.57m <sup>2</sup>	

便所の数

	便器(大) (トイレットペーパー)	便所数 (防臭剤)	洗面所 (手洗用石鹼)
歴史館	3 箇所	3 箇所	3 箇所
戸定邸	5 箇所	6 箇所	2 箇所
松雲亭	2 箇所	3 箇所	2 箇所
計	10 箇所	12 箇所	7 箇所

## 2. 駐車場案内業務をする日

土日・国民の休日及び繁忙期の開館日数

項目		平 日	土・日	国民の休日	計	備 考
繁忙期	① 大規模茶会開催日(5/10,11/3,3/14) 繁忙期①	日	2 日	1 日	3 日	配置人員2名(うち1名補充)
	② 4/29～5/6(土日・国民の休日) 繁忙期②	日	2 日	4 日	6 日	配置人員2名(うち1名補充)
	春季及び秋季の土日・休日 ③ (春季=4/4～26,5/9・16～31,3/13・20～3/28 秋季=10/12,11/21～11/29) 繁忙期③	日	23 日	4 日	27 日	配置人員1名
	④ 七五三イベント期間(10/24～11/15)の土日・国民の休日 繁忙期④	日	8 日	日	8 日	配置人員1名
	⑤ 上記以外のイベント時 繁忙期⑤	日	4 日	日	4 日	配置人員2名(うち1名補充)
	⑥ 上記以外のイベント時 繁忙期⑥	日	3 日	日	3 日	配置人員1名
	配置人員補充(春・秋繁忙期に+1名) 繁忙期③	日	6 日	5 日	11 日	補充1名×11日(積算)
	土日・国民の休日及び繁忙期の開館日数	日	48 日	14 日	51 日	
	駐車場案内業務をする日数(配置人員補充を含む)	0 日	48 日	14 日	62 日	

## 駐車場案内業務の業務時間及び配置人員

業務日		業務時間	配置人員	備考
繁忙期	① 大規模茶会開催日(5/10,11/3,3/14)	8時30分～16時00分	2名	繁忙期①
	② 4/29～5/6(土日・国民の休日)	10時00分～15時30分	2名	繁忙期②
	③ 春季及び秋季の土日・休日 (春季=4/4～26,5/9～31,3/13～20～3/28 秋季=10/12,11/21～11/29)	10時00分～15時30分	1名	繁忙期③
	④ 七五三イベント期間(10/24～11/15)の土日・国民の休日	10時00分～15時30分	1名	繁忙期④
	⑤ 上記以外のイベント時	10時00分～15時30分	2名	繁忙期⑤
	⑥ 上記以外のイベント時	10時00分～15時30分	1名	繁忙期⑥

### 特記事項

- 1 イベント等で来館者が多い予想されるときは、その都度、人員の配置を要する。
- 2 茶会が9時から開催されるときは、業務開始時間を8時30分へ変更する場合がある。
- 3 大規模茶会開催日以外の土曜日、日曜日、国民の休日等で、荒天時については人員の配置を要しないものとする。但し、その分を補充人員として繁忙期に振り替える場合がある。

1. 受付業務を要する日

(1) 配置人員3名体制

① 歴史館開館日数(歴史館・戸定邸開館)

年 月	開館日数	平 日	土 日	国民の休日
令和8年	4月	26日	17日	8日
	5月	27日	14日	10日
	6月	0日	0日	0日
	7月	18日	11日	6日
	8月	20日	11日	8日
	9月	10日	3日	4日
	10月	25日	17日	7日
	11月	25日	14日	9日
	12月	23日	16日	7日
	合 計	222日	133日	73日
国民の休日				
16日				

(2) 配置人員2名体制

② 戸定邸だけの開館日数(歴史館休館)

年 月	開館日数	平 日	土 日	国民の休日
令和8年	4月	0日	0日	0日
	5月	0日	0日	0日
	6月	25日	17日	8日
	7月	9日	6日	3日
	8月	6日	4日	2日
	9月	16日	12日	4日
	10月	0日	0日	0日
	11月	0日	0日	0日
	12月	0日	0日	0日
	合 計	81日	56日	25日
国民の休日				
0日				

(3) 配置人員4名体制

③コンサート・イベント繁忙期

年 月	開館日数	平 日	土 日	国民の休日
令和8年	4月	0日	0日	0日
	5月	0日	0日	0日
	6月	0日	0日	0日
	7月	0日	0日	0日
	8月	0日	0日	0日
	9月	0日	0日	0日
	10月	2日	0日	2日
	11月	0日	0日	0日
	12月	1日	0日	1日
	合 計	4日	0日	4日
国民の休日				
0日				
令和9年	1月	0日	0日	0日
	2月	0日	0日	0日
	3月	1日	0日	1日
総開館日数		307日	189日	102日
				16日